

中小企業の「役員借入金」、油断していると思ってもよらない税金が… ～財産価値がなくても“相続財産”になる～

1. どんどん増える役員借入金、このままでいいの？

会社が事業する目的は、利益を追求して企業価値を高めることです。しかし、利益を残すためには投資が必要であり、そのためには外部から資金を調達する必要があります。このような場合には、金融機関からの融資を受ける方法が一般的です。しかし、思うように業績が伸びず、資金繰りに窮している会社は、既に金融機関の融資限度額いっぱいまで融資を受けており、新たな融資を受けることが困難な場合も想定されます。また、新たな出資者を募る方法がありますが、証券市場に上場していないような中小企業では、よほどの将来性が見込めない限り、親族以外の第三者から出資者を募ることは難しく、非常に高いハードルがあるように思います。

このような中小企業では、その役員や役員の家族から一時的に、あるいは長期的に資金を調達する場合があります。いわゆる、「役員借入金」（＝経営者やオーナーからの借入金、以下同じ）と呼ばれるものがこれに該当します。この「役員借入金」は「有る時払いの催促なし」の融資であることが多く、そのまま返済せずに残ったままになっているケースが大半だと思われる。

2. 「役員借入金」は“相続財産”となります！

このように、会社の経営にあたっては都合の良い「役員借入金」ですが、これを放置しておく、将来多額の税金を支払う必要があるかもしれないのです。

(1) 「役員借入金」は相続財産になる

「役員借入金」は、会社にとっては役員個人からの借入金となり「債務」と認識されますが、役員個人にとってみればお金を会社に貸しつけた「債権」として認識されます。この債権は、役員個人に相続が発生した場合には、当然相続財産となります。債務超過で株価がゼロの会社であっても、貸倒れていない限り（税務上、同族間での貸倒処理は困難）、債務残高（帳簿価額）がそのまま相続財産となります。

「現金・預金や土地建物などの不動産をあまり保有していないので相続税は発生しない」と考えていても、会社への貸付金（債権）である「役員借入金」を多額に有している場合には、相続時に思いもかけない高額の相続税を支払わなければならない場合もありますので注意が必要です。

(2) 相続税の支払いができないケースも…

また、相続税の納税は、原則、現金で行わなければなりません。相続財産が現金であれば相続税の納税に困ることはありませんが、現金化できない「役員借入金」を相続人が引き継いでも、そのままでは相続税の納税を行うことができない事態になります。もちろん、会社が現金を保有していれば、相続人は「役員借入金」を現金で回収することにより、相続税を納税することも可能です。しかし、「役員借入金」のほとんどは、会社が資金繰りに窮することにより生じたものです。したがって、「役員借入金」を有する会社は現金が手許に残っておらず、相続人が引き継いだ「役員借入金」も、すぐに現金化することは難しいと考えられます。このように、「役員借入金」が相続財産に含まれることは、相続税が発生しても納付ができないという非常に厄介な問題を含んでいます。

3. どうやって「役員借入金」を減らすか？

上記のとおり、会社が多額の「役員借入金」を有していると、その役員個人（＝経営者・オーナー）の相続発生時に大きな問題を抱える可能性があります。では、この「役員借入金」は、どのように解消していけば良いのでしょうか？

(1) 役員報酬を支払う代わりに「役員借入金」の返済を行う

この方法は、「役員借入金」の相続財産の価値は変わりませんが、相増税の納税や消費が可能な現金などの流動資産に組み替えおく方法です。会社によっては、役員からの借入金を有しているにも関わらず、その役員に対して高額な役員報酬を支払っている場合があります。これでは、いつまで経っても「役員借入金」の残高は減少しません。そこで、役員報酬の一部を減額し、減少した役員報酬を補填するために「役員借入金」の返済金を支払うのです。

この方法であれば、現時点で既に支払っている役員報酬の代わりに「役員借入金」の弁済金を支払うのですから、今以上の資金を必要とせずとも、役員借入金の返済が可能となります。さらに、「役員借入金」の返済金には、個人所得税や住民税の課税を受けることはありません。役員報酬を減額支給することにより、個人の税金は低く抑えることができ、役員借入金の弁済金を加える事により、役員個人の手取り金額が大きくなります（ただし、役員報酬の減額分は法人の利益となり、法人税等の負担は増えることとなりますので、法人、個人の税負担を比較検討する必要があります）。

(2) 「役員借入金」を贈与する

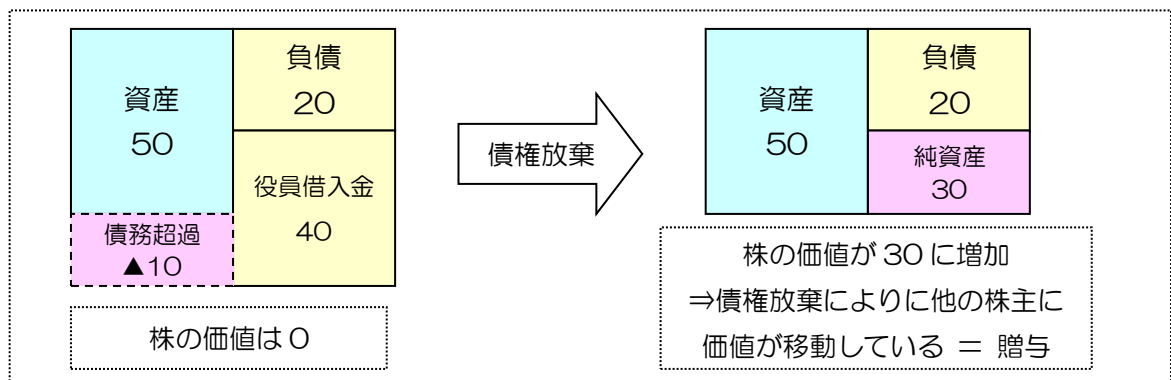
次に、「役員借入金」自体を贈与することにより、相続財産を減らす方法です。贈与税（暦年贈与）の非課税枠（基礎控除）は、年間110万円です。また、年間310万円までは、基礎控除の110万円を差し引いた残りに10%の課税で済みます。「役員借入金」の一部を、予想される相続税の税率より低いところで計画的に贈与していけば、無税若しくは少ない税額で相続財産を減少させていくことができます。

例えば、非課税枠の範囲内で10年間贈与を続けていけば1,100万円、20年間であれば2,200万円まで無税で贈与が可能です。多額の役員借入金を保有している場合には、早い段階から計画的に贈与を行い、「役員借入金」を減少させていくことが効果的です。

(3) 「役員借入金」の放棄(=免除)をする

債務超過で株価がゼロの会社で「役員借入金」に実質的な価値がない場合には、思い切って債権放棄（会社から見れば債務免除）を行うことで相続財産を圧縮する方法です。この方法は、会社が多額の税法上の繰越欠損金を有する場合や、何らかの理由で多額の損失が発生している事業年度には有効です。

役員（=経営者・オーナー）が債権放棄（=債務免除）を行うと、会社では債務免除益という収益が生じ、一時に多額の利益が発生することになります。したがって、発生する債務免除益を相殺できるほどの損失（又は税法上の繰越欠損金）が生じていない場合には、一時に多額の法人税等を納税しなければならない可能性があります。また、ケースによっては、債権放棄（=債務免除）を行った役員（=経営者・オーナー）である株主から、他の株主に対して「みなし贈与」が認識され、他の株主に対して贈与税が課税されることがありますので注意が必要です。



実際の「役員借入金」対策は、上記(1)から(3)の対策を自社の状況に合わせて、組み合わせる方が良いでしょう。平成27年からは相続税の基礎控除額も引き下げられますので、できるだけ早く何らかの対策を実効することをおすすめします。

(担当：中谷 泰久)